

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年周南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

周南市議会議員及び周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

第1条中「周南市長」を「周南市議会議員及び周南市長」に、「法第142条第1項第6号」を「同条第1項第6号」に改め、「ビラ」の次に「（以下「ビラ」という。）」を加える。

第2条本文中「周南市長」を「周南市議会議員及び周南市長」に改め、「候補者」の次に「（以下「候補者」という。）」を加え、「前条の」を削る。

第4条中「前条の契約」を「同条の契約」に、「法第142条第1項第6号」を「選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号」に改める。

第5条中「法第142条第1項第6号」を「選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の周南市議会議員及び周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="226 336 1104 411"><u>周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p data-bbox="174 472 277 499">(趣旨)</p> <p data-bbox="125 515 1104 679">第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>周南市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担</u>に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="174 786 551 813">(ビラの作成の公費負担)</p> <p data-bbox="125 829 1104 1038">第2条 <u>周南市長の選挙</u>における候補者は、第5条に定める額の範囲内で、<u>前条のビラ</u>を無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により周南市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p data-bbox="174 1145 790 1173">(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p data-bbox="125 1189 1104 1351">第4条 周南市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が<u>前条の契約</u>に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価</p>	<p data-bbox="1234 336 2114 411"><u>周南市議会議員及び周南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例</u></p> <p data-bbox="1182 472 1285 499">(趣旨)</p> <p data-bbox="1133 515 2112 724">第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>周南市議会議員及び周南市長の選挙における同条第1項第6号のビラ</u>（以下「ビラ」という。）の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1182 786 1559 813">(ビラの作成の公費負担)</p> <p data-bbox="1133 829 2112 1086">第2条 <u>周南市議会議員及び周南市長の選挙</u>における候補者（以下「候補者」という。）は、第5条に定める額の範囲内で、ビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により周南市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p data-bbox="1182 1145 1798 1173">(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p data-bbox="1133 1189 2112 1351">第4条 周南市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が<u>同条の契約</u>に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価</p>

現行	改正案
<p>が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、<u>法第142条第1項第6号</u>に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が<u>法第142条第1項第6号</u>に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、<u>選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号</u>に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が<u>選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号</u>に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>